

# 上代日本人の論理

石井庄司

大きな題目を掲げましたが、申しあげたいことは、ほんの小さなことであります。

プリントにありますように(「資料」参照)、万葉集巻一、和銅元年(七〇八)戊申、天皇(元明)御製歌に対して、御名部皇女の和え奉った御歌にある「嗣而賜流」は、どういう意味かという問題であります。

御名部皇女は、天智天皇と蘇我倉山田石川麿の女姪娘との間に生まれた方で、元明天皇とは、同母の姉に当たる方であります。

慶雲四年(七〇七)六月十五日、文武天皇が崩御、同年七月十七日、元明天皇が即位されました。翌年正月、武蔵国が和銅を献じたので同月十一日改元して、和銅元年となりました。五月には、和同開珎の銀錢を鑄造、同八月には銅錢を鑄造されたことは、有名な話であります。

さて、元明天皇の御製は、和銅元年のいつごろのものか、はっきりしませんが、とにかく、「ますらをの鞆の音がする。將軍が兵の訓練をしていると見えるが、何か事でも起こるのであるのか」と心配されています。

それに対して、姉君である御名部皇女が「吾が大王物な思ほし」と慰められ、そして、「須売神の嗣ぎて賜へる吾無けなくに」とお答えになつたのであります。ところが、この歌の解釈にいろいろの説があります。

はじめに、本文の異同を調べてみますと、「嗣」の文字が、紀州本(神田本)金沢文庫本などには「副」とあり、冷泉本には剩ということになっています。武田祐吉博士の万葉集全注釈によりますと、万葉集では、「嗣」と「副」とが混

用している例が多いので、こども、副と解すべきだとしておられます。

古来の諸注釈を見渡すに、だいたい二種に分けることができるようであります。

(A) 第三・四句「須壳神乃嗣而賜流」を第一句「吾大王」にかける説。

主なものは、季吟の拾穂抄。春満の僻案抄。契沖の代匠記初稿本。真淵の万葉考。千蔭の略解。守部の檜婦手。雅澄の古義。

略解所引の宣長説では第五句の「吾」は「君」の誤とする。

(B) 第四・五句「嗣而賜流吾莫勿久爾」は続くとする説。

主なものは、芳樹の註疏。菊池寿人の精考。井上通泰の新考。山田孝雄の講義。土屋文明の私注。沢瀉久孝の注釈。

サンプルとして、いくつかの例を挙げてみますと、北村季吟の万葉拾穂抄(貞享元年一六八四刊)に「皇神天照皇大神を申せどここは先君をよみたまふにや」とあり、一首の意は「わが大君さのみ危く思召そ、御徳によりて皇神の譲り嗣せまゐらせたまひし御位也。ここに無徳の我らに嗣てたまへるにはあらずと慰め申歌也。」(巻一の下。五二ウー五三オ)

荷田春満の万葉僻案抄には「元明天皇の御製に、あやしびおそれ給ふ所あるおもむきにきこゆれば、叡慮をなぐさめやすめ奉り給ふ和に、吾大王物なおもほしそと詠給ひて、今上の天津日つぎをうけつぎ給ふことは、人力のおよぶことにあらず、天照太神よりこのかた代々の皇神のさづけ給へる一統の道ありて、つぎもしさづけもし給ひて、すこしも私のことにあらざる意を下句に述給へり、吾は、御名部皇女一人の吾にあらず、吾々の略。」(古今書院本二〇四ページ)

契沖の万葉代匠記初稿本には「すめ神のつきてたまへるとは、天位をつぐことは、凡慮のはかるところにあらず、すめ神のはからせたまひて、かくついでにあたりて、天位にのぼらせたまへば、何事もおぼしめすままにて、さはることおはしまさじとなり。つきてたまへる我……………天照大神の御子孫なれば、その御姓のかたにて、のたまへるなり。われ——天皇のこへ」(全集本、巻一の三五三九ページ)

賀茂真淵の万葉考に「天皇は、文武天皇の御母君なりければ、文武天皇崩まして後に、御位には居させ給ひしなり。かくていと御むつましければ、此御和も有しならん」とし、次に「天つ皇祖神より、嗣々に依し賜へる天皇の御位ぞとのたまふ也。さて、こは言を上下にいふ体にて、三、四の句を吾大王の上へやりて意得也。これを隔句体といへり。集中は本よりにて、古今集にもある体也。」として、一首の意は「皇神の嗣々によざし立しめ給へる吾天皇の御位にしおはしませば、物なおぼしそ、御代に何ばかりの事か有べき。もしはたやむ事なき事ありとも、吾あるからは、いかなる御事にも代りつかへまつらんと申しなぐさめ奉り給ふ也」(全集本、第一の六二—四ページ)

真淵は、まさに、(A)の代表者であります。  
次は(B)のほうに移ります。

近藤芳樹の万葉集注疏には、次のように出ています。

「さるは、御代々の天皇もみなこの神の産靈によりて生させ玉つれば、皇神の御議にて、皇統ミタスナフの御子を継々に生し出しめ天皇となし、天皇ならぬ皇子、皇女たちをば天皇に玉ひて輔翼ツグキとなさしめ玉ふをもてツギテタマヘルとはのたまへるなり……」(巻一の下、九四〇—五ウ)

岸本由豆流の万葉集攷証では、はじめに、真淵の万葉考の説をあげて、それをいかかと疑問を投げ、次に自説として「四五の句、詞つづきなり。されど五の句、必ず誤字ありとおぼし」として、はつきりさせておりません。

井上通泰の万葉集新考に「吾を宣長の君の誤としたるは、ツギテタマヘルの意を釈きかねたる為なり。ツギテは君ニツギテにて、タマヘルは、蒼生ニタマヘルなり。……元明天皇の女帝にて事に当って御心よわくましますを慰め奉りて事アラバ御力トナリ奉ルベキヲ御心安クオハシマセとのたまへるなり」(大正四年本、二二五ページ)なお昭和版には、左のようなものが補われた「御名部皇女は、天皇の御姉なり、をよしき御本性にぞおはしけむ。」

山田孝雄の万葉集講義巻一には、このところを、まず「ツギテタマヘルとよむ。文字のまよむべくして、よみ方は異論なけれど、解説には諸説紛々として一ならず」として、代匠記以下諸説を批評していかれます。そして、本歌の構造は、「吾大王物莫御念」で一段、次に「須壳神乃嗣而賜流吾莫勿久爾」と、二段になっていることを指摘されます。嗣は借字で、国語の「つぐ」を現わしたまでで「天日嗣の意にあらず、天皇に次ぎての意。副次の義とす」と

あります。

沢瀉久孝の万葉集注釈巻一では、一首の大意を「わが大君よ。物思ひをなさいますな。皇祖の神の、大君についてこの世に下し賜はつたわたくしが無いでもございませぬのを」として、次に、菊池寿人の万葉集精考の説を引き「つぎてたまへるは、吾の修飾語、君に次ぎて吾をも下し給へる義」としておられます。このあたりまできまして、だいぶよくわかつてきたようであります。しかし、万葉集の用例について、もう少し考えてみたいと思います。

プリントの(4)にありますように、用字は四通りになります。そのうち(ア)の「繼而所見乍」は、夢にばかり見えながらという意味、(イ)の「繞而聞良牟」は、絶えず聞くらむとなり、(ウ)の「嗣而所見与」は、つづけて見えてほしいとなり、(エ)の「次而所見欲」は、つづけて見えてほしいということになります。

右の四例とも、いずれも作者未詳の巻で時代の前後はわかりません。ただ、はじめの(ア)は、古歌集の作とあるので、古い方とも考えられます。いま問題にしております和銅元年の作に後れること、そう遠くもないように思われ、この四例は、一つの例証とすることができようかと思われます。

万葉集における用語例をみますと、実は、もう一つ「告」があります。巻三の山部赤人の不尽山を望む歌の一節に「語告言繼將往」(三一七)があります。この「告」は、繼と同じと考えられます。しかし、岩波書店の日本古典大系の補注にも注意されていますように、「告」は、下二段活用の動詞で、その連用形のツゲのゲは乙類の仮名であり、繼のギは甲類で代用できるはずもないわけです。しかし、巻十に「八千戈の神の御世よりもし妻人知りにけり告思者」(二〇〇三)をツギテシオモヘバと訓んで「繼ぎてし思へば」ということになり、「告」という動詞は、四段活用の例もあつたかもしれないということがあります。巻三の土理宣令の歌にも「……語之告者いにしへ思ほゆ」(三二三)とあり、「告」は、繼ぐと解されております。

## 二

もう少し、万葉集以外の上代文献について当たってみたいと思います。

古事記には、「天津日繼」とあるのが多いようです。上巻、国譲りの条に、「ただ僕が住所は、天神御子之天津日繼

所知之登陀流天之御巢……」とあります。天皇がその位におつきになる尊い宮殿というような意味です。

下巻の允恭天皇の条には、「日繼」とあり、武烈天皇の条には、「無可知日繼之王」ともあります。例は、別記にあるとおりであります。

日本書紀の例は、これも別記にあるとおり相当たくさんありますが、いずれも「嗣」の文字ばかりで、天津日嗣、天豆日嗣、天日嗣、天川日嗣、天都日嗣、天之日嗣といったような具合です。

万葉集のも、資料にあるとおり、大伴家持ひとりの例で五例あり、日繼と日嗣の二様となっています。

山田孝雄の講義にもありますように、天津日嗣の嗣は、特別の使いざまのようであります。

ところが、本居宣長の古事記伝第三に、「次」という語に、左のように述べてあります(巻)。「都芸は、都具といふ用語の体語になれるなり。都具は都豆久とも同言なれば都芸も都豆伎と云に同じ。さて共に縦横の別あり。縦は、たとへば父の後を子に嗣ぐたぐひなり。横は、兄の次に弟の生るる類なり。記中に次とあるは、皆此の横の意なり」とあります。いつもは、何気なく読過していたのでありますが、このたびフト心をとどめて、読み返してみると、なかなか意味があるように思われます。

古事記で「次に高御産巢日神、次に神産巢日神」とある、三柱の神は、縦ではなく、横のつながりであるという点とであります。

はじめに問題といたしました御名部皇女の歌にある「嗣而」も、この横という説でいけば、よくわかるのではなからうかと考えたわけであります。そして、この歌を難解にし、わからなくしてしまったのは「嗣」という文字から、すぐに、天津日嗣を想定したところにあるのではないのでしょうか。

この「嗣」という同じ意味が、縦にも横にも用いられる、すなわち、時間的継続にも、また、空間的の広さのつづきにも用いられるということを考えますと、わたしの記憶に浮かんでくるものがあります。それは、大阪府の高井田第七号横穴にある船と武人たちの線刻であります。これを参観したのは、もう四十余年の前のことで、はっきり覚えておりませんが、通路の左壁にうっすらと見られました。大正六年に発見されて、それから、十年ほど経過したときに、わたしは参観したわけで、かなり風化の跡がひどかったようです。しかし、高橋健自の「原始日本絵画」(考古学

雜誌、第九卷第九号)をはじめ、その他の著作に見えるところによつて考えてみますと、ゴンドラ形の船の中央に立つ右上の人物像と、向つて左方岸に立つている人物像の關係をどう見るべきか、いろいろ問題のあるところと思われる。

高橋健自は、遠景、中景、近景として、これを神武天皇の東征とか、その後の任那の遠征を描いたものではないかと書かれましたが、これは、ふつうの漁獵の図ではないでしょうか。諸人物の服装などやや異なっているものがありますが、これには、時間的経過による場面の變化を一つの壁面に描いたものではないでしょうか。

法隆寺の宝蔵館にある玉虫厨子の扉絵にある「捨身劍虎」は、時間的變化を一つの扉の上部、中部、下部に接近して書いたのではなからうか。まさに、檜卷物と同じように時間性を空間的に描写しようというものではなからうか。「次」という一つのことばのなかに、こうした上代人の論理——時間性・空間性の意識がわいてきたと見るべきでありましょうか。

同じく、時間性というのにも、過去にかかるものと、将来にかかるものとの二種の方向があるように思われます。

たとえば、万葉集卷三、筑波岳に登りて、丹比真人国人の作れる歌のなかに「……神代従人之言嗣……」(三八二)とあり、神代の遠い昔から人びとが言い伝えてきた……となりませう。ここでいう「神代」は、神々の時代ということで、太古、大昔の意に用いたようであります。もちろん天地開闢以来、神々がこの国土を經營した時代ということでありませうが、万葉集でいうところと、記紀の神代の卷と必ずしも一致しないかと思われませう。ここに改めて、この「神代」の意味するところについて考究を要しますが、今は省略いたします。

万葉卷六、田辺福麿歌集の作では「八千杵之神之御世自……語嗣倭家良思吉、百世歴而所徳將往……」(一〇六五)とあります。ヤチホコノミコト、すなわち大國主命の御代という、神代から、語り継ぎ、なお、この先、百世を経過しても、しのばれるであろう……とあります。「語嗣」ということが、神世の太古から百世の後までも継続することを願っております。

次に将来にかかる例を見ましようなら、これは、たくさんあります。一つ例をあげますと、万葉卷五、鎮懐石の歌には、神功皇后の事蹟を伝え、さらに、それが「余呂豆余爾伊比都具可祢等」(万世に言ひ継ぐがね)(八一三)とあ

り、その反歌には、「天地の共に久しく伊比都夏等（言ひ継げと）この奇しみ魂しかしけらしも」（九七八）ともあります。万世に、また、天地と共に久しくとは、実に長い将来のことであります。まさに悠久の世界であります。万葉巻六、山上憶良沈痾之時歌には「土也母空応有、万代爾語続可、名者不立之而」（九七八）とあります。巻九の高橋虫麿歌集に出づという、菟原処女墓を見る長歌には「……永代爾標將為跡、退代爾語將継常……」（二八〇九）というもあります。永遠の世界に思いを馳せた発想ということが出来ます。本居宣長のいう横の世界から、縦の世界はどうして生まれてきたか、そういう経過については、まだよくわかりませんが、こうした時間性・空間性をどう意識していたか、わが上代人の論理を探究することは、ひとつの重要な仕事かと思われまふ。まことに、貧しい研究で失礼いたしました。

付記 さる五月の大会席上の発表に少し手を加えました。

〔注〕 筑摩書房刊行の本居宣長全集第九巻の補注において「tugi と tudoku」とがもと同音であるということは、簡単には信じ難い見解である。（五二七ページ）とある。

〔資料〕

- |   |   |
|---|---|
| <p>(1) 和銅元年(七〇八)戊申天皇御製歌<br/>大夫之 鞆乃音為奈利 物部乃 大臣 楯立良思母<br/>御名部皇女奉和御歌<br/>吾大王 物莫御念 須壳神乃 嗣。而賜流 吾莫勿久爾<br/>(卷一ノ七六)</p> | <p>(B) 第四、五句はつづく。新考。講義。私注。注釈。<br/>(C) 夢のみに継。而所見乍竹島の磯越す波のしくしく念ほゆ<br/>(卷七ノ二二三六)</p> |
| <p>(2) 「嗣」 紀州本(神田本)、金沢文庫本「副」<br/>冷泉本 「制」<br/>吾大王 物莫御念 須壳神乃 嗣。而賜流 吾莫勿久爾<br/>(七七)</p>                             | <p>(D) 梓弓春山近く家居らば続。而聞良牟うぐひすの声<br/>(卷十ノ一八二九)</p>                                   |
| <p>(3) (A) 第三、四句を第一句にかける。拾穂抄。僻案抄。代匠<br/>記(初稿本)。万葉考。略解。檜端手。<br/>宜長(略解所引)「吾」は「君」の誤とす。</p>                         | <p>(E) うつつには言絶えにたり夢にだに嗣。而所見与ただに会<br/>ふまでに<br/>(卷十二ノ二九五九)</p>                      |
| <p>(5) 天津日繼 古事記上巻(国譲)。中巻(応神)。下巻(九恭、<br/>顯宗)</p>   |   |

(8)	安麻能日繼 天之日嗣 天都日嗣 天川日嗣	万、卷十八ノ四〇八九 〃 (第五四) 〃 (第四五) 〃 (第一四)	大伴家持
(7)	天津日嗣 天豆日嗣 天日嗣	詔詞解(第一、第三一、第五七) 〃 (第三、第四) 〃 (第五、第一三、第一四、第一九、第二三、第二四、第二五、第四三、第四八、第六一)	持統
(6)	日 統 日 統 奉誅日嗣	下卷(允恭、清寧) 下卷(武烈) 皇極紀(即位前紀) 〃 (二年冬十一月)	持統

(10)	(A) 過去にかゝるもの (B) 将来にかゝるもの	天乃日嗣 四〇九四 安麻能日嗣 四〇九八 天之日繼 卷十九ノ四二五四 安麻能日繼 二十ノ四四六五 本居宣長「古事記伝」第三	〃 〃 〃 〃
(9)	次、都芸は、都具といふ用語の体語になれるなり。都具は都豆久とも同言なれば、都芸も都豆伎と云に同じ、さて共に縦横の別あり、縦は、たとえば父の後を子に嗣ぐたくひなり。横は、兄の次に弟の生るる類なり。記中に次とあるは、皆此の横の意なり。(一三九ページ)		